

町では高齢者の長寿をお祝いし、町内に住民登録がある下記の年齢に該当する人に記念品やお祝い金を贈呈します。ご不明な点は、健康保険課長寿支援係にお問い合わせください。

■米寿・白寿のお祝い

対象者	米寿 (88 歳)	昭和 12 年 9 月 2 日～ 昭和 13 年 9 月 1 日に生まれた人
	白寿 (99 歳)	大正 15 年 9 月 2 日～ 昭和 2 年 9 月 1 日に生まれた人

9 月 1 日時点で、米寿 (88 歳)、白寿 (99 歳) の人に記念品を贈呈します。

※記念品は、9 月中旬頃、対象者に送付します。

■長寿お祝い金

対象者	80 歳	昭和 20 年 9 月 2 日～ 昭和 21 年 9 月 1 日に生まれた人
	90 歳	昭和 10 年 9 月 2 日～ 昭和 11 年 9 月 1 日に生まれた人

9 月 1 日時点で、80 歳、90 歳の人に長寿お祝い金を給付します。

※対象者には、9 月中旬に案内を送付します。

『ふるさと納税』のご寄附 ありがとうございました



令和 7 年度に田布施町にお寄せいただいた『ふるさと納税』の寄附額は、18,696,900 円 (1,236 人) となりました。氏名の公表を承諾された人は、町 HP に掲載しています。

寄付金の活用使途について

- ◇子育て支援事業 (おむつ定期便事業など)
7,615 千円
- ◇福祉・保健事業 (高齢者いきいき館運営費など)
1,673 千円
- ◇教育事業 (小学校空調設備整備事業など)
1,235 千円
- ◇環境事業 (美しいまちづくり推進費など)
1,935 千円
- ◇町長に一任など、その他
6,239 千円

企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

特別障害者手当 障害児福祉手当について

これらの手当は、在宅で生活し、重度の障がいのために常時介護を必要とする人を対象とした制度です。

■対象者

◇特別障害者手当

20 歳以上で、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人
※3 か月以上継続して、病院や診療所に入院している人や施設に入所している人は対象となりません。

◇障害児福祉手当

20 歳未満で、重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人
※施設に入所している人や、障がいを事由とする年金を受給している人は対象となりません。

■手当額

特別障害者手当 月額 30,450 円

障害児福祉手当 月額 16,560 円

■所得制限

受給対象者または配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上を超えた場合は受給できません。

■手当を受給するには

診断書などを提出し、判定を受ける必要があります。

柳井健康福祉センター 保健福祉・総務室 ☎ 22-3777
町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810